

# マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) が始まります



10月から住民票をお持ちの全ての方に、  
1人1つのマイナンバー（個人番号）を通知します。

問 市民課市民係（市役所 1階①番窓口 ☎23-3331 内線276・282・283）

## マイナンバー（個人番号）とは

住民票をお持ちの方に通知する、ひとり一人異なる12桁の番号がマイナンバー（個人番号）です。  
個人が特定されないように、住所や生年月日などに関係のない番号が割りあてられます。

## 10月中旬

### 「通知カード」を郵送

10月5日以降に、住民票に登録されている住所あてにマイナンバーを記載した「通知カード」を、世帯ごとに簡易書留で郵送します。  
11月以降になっても届かないときは、担当にお問い合わせください。

入院や震災による避難などのやむを得ない事情で、住民票に登録している以外の住所にお住まいの方には、現在お住まいの場所に送ることもできます。

申請方法は左記のとおりです。

申請期限 9月25日(金)

### 申請方法

「居所情報登録申請書」を持参か郵送のどちらかで担当に提出してください。

申請書は担当窓口に備え置いているほか、総務省のホームページからもダウンロードできます。

## 希望者に

### 「個人番号カード」を交付

来年1月以降、希望する方に「個人番号カード」を交付します。

このカードには、氏名・住所・生年月日などが記載されていて、身分証明としても利用できるほか、ICチップが搭載されているので、e-Taxなどの電子申請を行うこともできます。

### 申請方法

通知カードに同封されている「個人番号カード申請書」に顔写真を貼付し、返信用封筒に入れてポストに投函してください。

また、スマートフォンなどで写真を撮り、オンライン申請することもできます。

交付料金 無料

### 受取方法

個人番号カードの申請をした方に、来年1月以降、カード交付の準備ができたことをお知らせする「交付通知書」を送付します。

受け取った「交付通知書」、「通知カード」、「運転免許証などの本人確認書類」を持参して、担当窓口で交付を受けてください。

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、「個人番号カード」の交付時に窓口で返還してください

## 「通知カード」と「個人番号カード」の違い

	通知カード	個人番号カード
対象	すべての方に10月以降に送付	申請した方に来年1月以降に交付
形状	紙製 (ICチップなし)	プラスチック製 (ICチップあり)
顔写真の有無	なし	あり
身分証明書として使うには	運転免許証などと併せて使用可能	個人番号カードだけで使用可能

## 個人情報の安全管理の徹底

マイナンバー制度で知り得た個人情報は、それぞれの機関が暗号化して管理するなど、苦づる式に情報を抜き出せない安心・安全な仕組みづくりが行われています。

# 国民健康保険被保険者証の更新

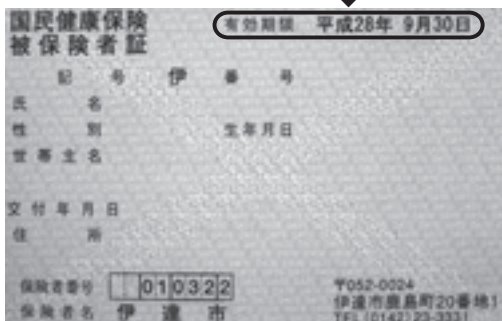
10月1日からの新しい保険証を、9月中旬頃から世帯主宛にお届けします。

☎ 保険医療課国民健康保険係（市役所1階④番窓口 ☎23-3331 内線281・284～286）

## 保険証の有効期限

市では、国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）の有効期間を1年間に定め、毎年9月に更新しています。今回は「平成27年10月1日～平成28年9月30日」が有効期限の保険証を交付します。

新しい保険証の有効期限



## 有効期限の例外

- 来年9月30日までに75歳になる方は誕生日の前日まで
  - 退職者医療制度に該当している方で65歳になる方は、誕生月の末日まで（1日が誕生日の方はその前日まで）
- ※短期被保険者証・被保険者資格証明書に該当する方には、別に更新の案内をします

## 交付方法

新しい保険証は、9月中旬頃に簡易書留で郵送します。

簡易書留は受取時に捺印が必要なので、受取人が不在のときは配達員が不在通知書を置いていきます。

ご自宅に不在通知書が入っていたときは、郵便局に連絡して再配達の手続きをお願いします。

郵便局での保管はおよそ7日間です。それ以降は市役所担当課で保管します。ご連絡をいただければ再郵送します。

市役所窓口での交付を希望される方は、本人か代理人を確認できるものと印鑑をお持ちください。代理人の受け取りを希望するときは、本人確認書類と印鑑のほかに委任状も必要です。

## 旧保険証の取り扱い

9月中に新しい保険証が届いても9月30日までは現在お持ちの保険証を使いますので、期限までは大切に所持し、10月1日以降にハサミで切るなどして、ご自分で処分してください。

保険証は身分証としても利用できる場合があります。紛失しないよう十分にご注意ください。

## 被保険者の異動の手続き

世帯主や家族の方に異動（転入・転出・他の健康保険への加入や離脱など）があったときは、必ず14日以内に手続きをしてください。

### 修学者の手続き

大学や専門学校などへ通うために他市町村へ住民票を異動するときは、保険証の異動手続きも必要です。

在学証明書か学生証、印鑑、保険証をお持ちになり、担当窓口にお越しください。（卒業・就職時なども手続きが必要）

## 脳ドック・短期人間ドック費用一部助成の追加募集

先に募集していましたが脳ドック・短期人間ドック費用の一部助成の追加申し込みを受け付けます。

受け付けは9月10日(木)から始めます。先着順ですので、希望される方はお早めにお申し込みください。

助成の条件など詳しくは、広報だて7月号・8月号のほか、市ホームページでも公開しています。

